

7

令和元年度

静岡市公営企業会計  
決算審査意見書

静岡市監査委員



02 静 監 第 689 号  
令和 2 年 8 月 24 日

静岡市長 田 辺 信 宏 様

静岡市監査委員 村 松 眞  
同 白 鳥 三和子  
同 山 根 田鶴子  
同 山 本 彰 彦

### 令和元年度静岡市公営企業会計決算審査意見の提出について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和元年度静岡市公営企業会計（静岡市病院事業会計、静岡市水道事業会計、静岡市下水道事業会計）決算及び附属書類を静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。



# 目 次

1	審 査 の 対 象	2
2	審 査 の 期 間	2
3	審 査 の 方 法	2
4	審 査 の 結 果	2
5	経 営 成 績	3

## 決算の概要及び意見

(1)	静岡市病院事業会計	5
	参 考 資 料	21
(2)	静岡市水道事業会計	23
	参 考 資 料	40
(3)	静岡市下水道事業会計	41
	参 考 資 料	57

※参考資料は、各事業会計における最近5か年の経営指標等の推移である。

# 令和元年度静岡市公営企業会計決算審査意見

## 1 審査の対象

令和元年度 静岡市病院事業会計決算

令和元年度 静岡市水道事業会計決算

令和元年度 静岡市下水道事業会計決算

上記決算に関する証書類、事業報告書並びにキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

## 2 審査の期間

令和2年6月1日から令和2年8月17日まで

## 3 審査の方法

各事業会計の決算書類及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳票と証拠書類との照合、点検等を行ったほか、経営概要の説明聴取等の必要と認める審査を実施した。

また、事業の経営内容の動向を把握するため、計数の分析を行い、経済性及び公共性の確保を主眼として考察した。

## 4 審査の結果

審査に付された水道事業会計及び下水道事業会計の決算書類及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数及び会計記録は正確であり、かつ、令和元年度の経営成績及び当該年度末における財政状態を適正に表示しているものと認められた。

一方、病院事業会計においては、決算書類及び附属書類は関係法令に準拠して作成されていたものの、本来は負債勘定として処理すべき預り金の一部を医業収益として誤って経理処理した結果、利益が1,670円過大に計上されていた。

令和元年度の病院事業会計の経営成績及び当該年度末における財政状態については、この点を除き、適正に表示されていた。

なお、各事業別の決算概要、意見等については、後述のとおりである。

5 経営成績

各事業会計の経営成績は、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	病 院 事 業 会 計	水 道 事 業 会 計	下 水 道 事 業 会 計
総 収 益 (A)	12,663,669	9,986,672	21,219,447
総 費 用 (B)	12,658,260	8,820,517	20,114,977
損益 (A) - (B) (C)	5,408	1,166,155	1,104,470
(A)のうち収支不足補填の ための一般会計補助金 (D)	1,880,000	—	—
実 質 損 益 (C) - (D)	△1,874,591	1,116,155	1,104,470

- (注) 1 数値は、次のとおり表示し、又は算出しているため、差額、合計等が一致しない場合がある。
- (1) 文中の金額は原則として万円単位、表中の金額は千円単位で表示し、いずれも単位未満は切り捨てである。
  - (2) 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。ただし、99.95%以上100%未満のものは99.9%とした。
  - (3) 差額等の数値が「0」のもの又は該当数値はあるが単位未満のものは、「0」、「0.0」で表示した。なお、これらが負数の場合は、「△0」、「△0.0」で表示した。
  - (4) 該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なものは、「-」で表示した。
  - (5) 減数又は負数は、「△」で表示した。
  - (6) 比率間の比較は、「ポイント」で表示した。
  - (7) 執行率は予算現額に対する収入済額・支出済額の割合である。
- 2 「第1 業務の執行状況」、「第2 予算の執行状況」については、消費税及び地方消費税を含めて記載した。